

株式会社 まちづくり商会

定 款

平成20年12月 9日 作成

平成20年12月11日 公証人認証

平成20年12月22日 会社成立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社まちづくり商会と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. まちづくりコンサルティング業務
2. 経営コンサルティング業務
3. 教育・研修業務
4. 人材派遣業務
5. 出版・編集業
6. 飲食業
7. 物品の販売
8. インターネットによる情報サービスの提供
9. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を千葉県千葉市中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第7条 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当社の株式を譲渡するには取締役全員の承認を得なければならない。

(株主割当)

第 8 条 当会社の株式を会社法第 202 条又は同 186 条の規定に従い、有償又は無償で株主に割り当てる場合には、取締役全員による決議をもってする。

(株主名簿記載請求)

第 9 条 当会社の株式を取得した者は、その取得した株式の株主として株主名簿に記載（以下、「記録」を含む）された者又はその一般承継人と共同して、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求できる。ただし、法令の定めるところにより、株式を取得した者が単独で請求できる場合には、この限りではない。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日の翌日から定時株主総会の前日までに、当会社の募集株式を割り当てられ、又は吸収合併若しくは株式交換、吸収分割により株式を割り当てられ株主となった者は、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができるものとする。

3 前各号の他必要がある場合には、取締役全員による決議をもって 2 週間前までに公告して臨時に基準日を定めることができる。

(届出)

第 11 条 当会社の株主及び株主名簿に登録された質権者又はその法定代理人は、当会社所定の書式により、その住所氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役全員による決議をもって社長が招集する。

(招集手続)

第 13 条 株主総会を招集するときは、書面又は電子投票を定めた場合を除き、会日から 1

週間前までにその通知を発する。ただし、その株主総会において議決権を有するすべての株主の同意があるときは、招集手続を行わないことができる。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選ばれた者がこれに代わる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる出席株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、代理権を証する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は 2 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(業務執行取締役)

第 20 条 取締役の互選により、取締役の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

- 2 専務取締役は社長を補佐して業務を執行し、常務取締役は社長を補佐して業務を分掌する。

(代表取締役)

第 21 条 社長は会社の業務を統轄し、会社を代表する。

- 2 取締役の互選により、前条の業務執行取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬及び退職慰労金)

第 22 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 24 条 剰余金の配当は毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

- 2 前項の剰余金はその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産及びその最低額)

第 25 条 当社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とし、その最低額は金 200 万円、1 株の払込金額は金 5 万円とする。

(最初の事業年度)

第 26 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

(設立時の取締役及び代表取締役)

第 27 条 当社の設立時取締役及び代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役	南 千晴・原田 正隆
設立時代表取締役	南 千晴

(発起人の氏名・住所及び割当てを受ける設立時発行株式数)

第 28 条 発起人の住所、氏名及び設立に際して割当てを受ける株数は、次のとおりである。

東京都江東区扇橋 2 丁目 9 番 1 0 号－ 5 0 3 号室

発起人 南 千晴

普通株式 3 0 株 金 1 5 0 万円

千葉県千葉市中央区道場南 2 丁目 9 番 2 号サンオラージュ 2 0 1 号

発起人 原田 正隆

普通株式 1 0 株 金 5 0 万円

以上、株式会社まちづくり商会設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 20 年 12 月 9 日

発起人 南 千晴

発起人 原田 正隆